

# 太宰府市自治基本条例(仮称)

## まちづくり市民会議 ニュース

# 17号

### 「自治・協働・コミュニティ」の意味と使われ方を議論しました

#### プログラム

- 19:00 ◆ 開会あいさつ
- 19:05 ◆ 幹事会からの報告
- 19:20 ◆ 「自治」
- 20:00 ◆ 「協働」
- 20:25 ◆ 「コミュニティ」
- 20:45 ◆ 発表
- 21:00 ◆ 閉会

太宰府市における住民自治の基本ルールを定める『自治基本条例(仮称)』づくりの第 17 回まちづくり市民会議が、平成 25 年 5 月 23 日(木)、いきいき情報センターの多目的ホールで開催され、登録総数 79 人中 24 人の参加があり、傍聴は 2 人でした。

まず幹事会から、「市民会議で出し合った課題解決の方法を読み取り、条例に盛り込むべき内容にしていく作業を幹事会が行うこと」が報告されました。

そして今回の市民会議は、自治基本条例における「自治・協働・コミュニティ」の意味と使われ方を議論しました。会議では、それぞれの言葉の一般的なとらえ方を参考に、各班で気づいたこと等を伝え合い、自治基本条例に盛り込みたい言葉の意味と使われ方を話し合いました。

#### 次回のお知らせ

日時：6月27日(木) 19:00~21:00

場所：いきいき情報センター 多目的ホール

★お問い合わせ先★ 太宰府市総務部 協働のまち推進課  
TEL : 092(921)2121 FAX : 092(921)1601  
<http://www.city.dazaifu.lg.jp/>

#### 市民会議の流れ

##### 役割分担と進め方

- 第1回 H24. 1. 16(月) 第2回 H24. 2. 2(木)  
第3回 H24. 3. 7(水) 第4回 H24. 4. 19(木)
- ・条例の制定の手順と市民会議の役割と体制
  - ・参加者の範囲
  - ・会議の進め方
  - ・幹事会の役割と構成
  - ・設置

##### 課題・解決方法の分析(1)

- 第5回 H24. 5. 24(木) 第6回 H24. 6. 29(金)  
第7回 H24. 7. 27(金) 第8回 H24. 8. 23(金)  
第9回 H24. 9. 26(水)
- ・自治基本条例制定の経緯と動機
  - ・市における課題や不満等
  - ・課題や不満等の集約内容の点検
  - ・「情報共有・議会・市民」の分析
  - ・分析から条例への道筋

- 第10回 H24. 10. 29(月) 勉強会  
・自治基本条例とは何か、なぜ必要なのか

##### 課題・解決方法の分析(2)

- 第11回 H24. 11. 22(木) 第12回 H24. 12. 19(水)  
第13回 H25. 1. 25(金) 第14回 H25. 2. 20(火)
- ・「市民参加の仕組み・職員・市長・行政・個別の政策課題」の分析

- 第15回 H25. 3. 27(水)  
・前文に盛り込むべき内容の素材

- 第16回 H25. 4. 25(木)  
・市民の定義 ・盛り込むべき内容の整理

- 第17回 H25. 5. 23(木)  
・自治・協働・コミュニティの意味と使われ方

## 幹事会の報告

5月8日(水)、15日(水)の幹事会で議論した内容の報告がありました。前回の市民会議では「市民会議で出し合った課題解決の方法を読み取り、条例に盛り込むべき内容にしていく作業(要素化)」を試行しました。その結果を踏まえて、「誰が要素化を行うか」を幹事会で議論しました。

(作業後の感想)

- ・意見を言いたくて参加している人には合わない内容である
- ・グループ作業に適さないので進行が難しい
- ・審議会や条例案答申などのスケジュールから逆算すると、より効率的なやり方が求められる。

(誰が要素化を行うか?)

- ・条例素案の議論を早くしたいので、要素化作業を事務局に任せてはどうか。
- ・プロセスが大事なので「市民の手でつくる」という大原則を守るべきであり、まずは幹事会で実施すべきである。

### 〔幹事会の結論〕

**幹事会で範囲を分担して、条例に盛り込むべき内容の要素化を行う。**

※また、時間と労力が不足している(幹事会の作業が多い)ので、市民会議に幹事会作業への参加を呼びかけたところ、希望者が一人ありました。

## 自治・協働・コミュニティの意味と使われ方

自治基本条例における「自治・協働・コミュニティ」の意味と使われ方を議論しました。

(自治)

「住民自治と団体自治」の一般的な解釈を説明し、長野県飯田市や三重県伊賀市の「自治の定義」を読みながら、「太宰府における自治」を議論しました。

(協働)

協働の要素となる「主体間関係；それぞれが対等の関係にあること」と「共同関係；連携・協力・協調すること」を説明し、「協働とは何か？」を議論しました。さらに、他市の自治基本条例における協働の定義や使い方を参考に、「太宰府における協働」について議論を深めました。

(コミュニティ)

「地域コミュニティとテーマコミュニティ」の分類について説明し、太宰府がどのようにコミュニティをとらえるかを議論しました。

今回は結論を出すわけではなく、その言葉に関して、条例に盛り込むべき要素を考えるために議論を行いました。参加者から「より深めるべきテーマであり、再度議論すべきだ」との提案がありました。



### (加留部氏の解説)

定義の議論は二段階ある。一つは辞書的な意味を当てはめること。もう一つは、その言葉にどういう意味を加えていくかであり、太宰府に合うように市民が考えていくことになります。

考えを進める一つのヒントとして、「コミュニティの語源」は、ラテン語の「communis：共に重荷をにない合う」を意味します。この関係を意識すれば、地域というコミュニティ、職場というコミュニティ、家庭というコミュニティ、多様な人が集まって作り出すコミュニティはさまざまあることが分かるだろうと思います。一般的には「地域」と定義するところが多いようだが、太宰府市がどのようにコミュニティをとらえるかは、皆さんで議論して決めていくことになるだろう。